

經濟論叢

第 121 卷 第 4・5 号

和式簿記法と洋式簿記法の比較會計史……………	高 寺 貞 男	1
The Oriental Bank Corporation, 1851-84年 (上) ……………	本 山 美 彦	11
ローレンツ曲線とジニ係数……………	綿 貫 伸 一 郎	36
超過利潤論……………	梅 垣 邦 胤	61
恐慌理論の具体化に関する一考察……………	瀧 上 勇 次 郎	80
組織のコンフリクトと権力過程……………	中 川 多 喜 雄	101

昭和 53 年 4・5 月

京都大學經濟學會

The Oriental Bank Corporation,

1851—84年 (上)

——世界市場創設期におけるアジアの為替と信用——

本 山 美 彦

も く じ

- I ロンドンからの金融の意味
- II 地域的通貨圏への理路
- III 新たな媒介環＝植民地銀行……以上 (上)
- IV 突破口としてのセイロン
- V ルピー調達的手段 ……以上 (中)
- VI the Oriental Bank Corporation のバランス・シート
- VII 支払い停止 ……以上 (下)

I ロンドンからの金融の意味

「民間金融業者と資本家の活動が諸国民を相互依存関係の網の目に巻き込み、国際関係の方向に影響を与えていた」バックス・ブリタニカとはトランスナショナルリズムの黄金時代を意味したものであるが、この期のイギリスが海外投資戦略に過度に依存していたことの背景には、イギリスにとって好ましい国際政治秩序が横たわっていたことを無視すべきではない、とする R.ギルピン (Robert Gilpin, *U. S. Power and the Multinational Corporation: the Political Economy of Foreign Direct Investment*, Basic Books, Inc.; 山崎清訳『多国籍企業没落論——アメリカの世紀は終わったのか——』, ダイヤモンド社, 1977年, 92—3 ページ, 参照) は、この期の国際政治秩序を構成するものとして次の3つの要因を指摘している。1つは、工業力よりも金融力に力点を置くというイギリスの戦略の安定性がヨーロッパ大陸諸国の力の分散＝小国の縮小均衡というバランスに依存していたこ

と。友好的なものにせよ、軍事的威嚇によるものであるにせよ、イギリスが海洋の支配を保ちえたこと。そして最後の要因＝条件は、「ナショナリズムや独立の欲求を放棄したかなり従順なベリフェリーの存在」であった。

確かに、イギリスによる世界市場の創出とは、シティとホワイト・ホールとの間の経済および外交問題に関するごく自然な「行動の調和」(Herbert Feis, *Europe: The World's Banker, 1870-1914*, New York, Kelley, 1964, p. 87, 参照)の産物であったことを思えば、イギリスによる富の創出という量的側面の分析は、それを可能とした世界経済の政治的秩序＝世界市場の性格を吟味することを不可欠の前提とすることは言うまでもない。

この点を当面のわれわれの課題にひきよせれば、次のような視角が浮かびあがってくる。イギリスの海外投資といい、イギリスの手になる世界市場内部における生産の組織化といっても、この種の活動はシティ＝ホワイト・ホールとの連携なしには不可能であったし、個々の資本はこの連携が保てる範囲内でのみ現地経済と接触しえたにすぎないということ、言い換えれば、シティの照射する力のみが、現地に吸着した資本の浸透度を規定していたのであり、この照射の射程外でイギリス資本は行動できたわけではない、といった局面が指摘されよう。世界市場の型の歪みの必然性もこの課題への接近の系論の中から出てくるものと思える。政治・経済を包含する国際関係の均衡の中で実現したパックス・ブリタニカの基本的推進母体が工業資本ではなくて、シティを中心とする銀行資本であったという事情が、資本の主要な活動舞台を中枢国ではなく、^{ベリフェリー}周辺地域に設定させたのであり、^{ベリフェリー}中枢国から周辺国に波及するはずの工業化の伝播効果を極限することになった、という埋路からパックス・ブリタニカの非グローバリズムは照明をあてられるはずだからである¹⁾。

1) 19世紀的世界経済の構図は、center, periphery との区分により描けるし、「辺境地域はこれら地域の大部分が、容易に生産しえたところの一次産品への着実かつ恒常的な需要増加をつうじて国際的成長の過程のなかへ組み込まれていった」と表現できる。この辺境の成長の累積的過程は輸出部分の拡大につながった外国資本や外国人労働力の流入を補完としたものであったことはいうまでもない。しかし、「このスペクトルの一方の端には、この急激な変化にほとんど影響され

非資本制的地域＝周辺国を金融的に包摂することの困難性を克服しようとする個々の資本の営為とは、シティにつながるべきパイプをどのように設定すればよいかといった模索の過程に他ならなかったのであるが、これはシティから照射される光をドロドロとした周辺地域のどの局面にあてればよいのかの選択の問題でもある。問題は常にシティの光の届く臨界部面の処理の仕方にかかっていたと言えよう。周辺地域の包摂過程に生起する困難性と克服の営為に関するこの種の叙述は、意識的にせよ無意識的にせよ、世界市場あるいは国際金融制度の生成史の記述からは除外されるのが通例であるが、しかし、そうしてしまえば、世界市場とはイギリス資本の量的拡大を示す指標か、もしくはせいぜいイギリス資本と周辺地域との支配－従属構造の事実が列挙される場でしかなくなってしまふことになるだろう。

「アジアの為替とは銀のことであり、銀こそアジアの為替である」²⁾ という局面の理解を単にポンドの世界市場的拡がりとはスターリング手形の代位で行なうべきでない、とわれわれが固執するのは、アジアにおける銀調達－銀処理に流れる論理とプロセスが生産の国際的連関、信用の世界市場的結合という表層

ないままに残された辺境諸国があったし、また enclave economies, すなわち、外国の需要や新技術が輸出部門の変革には役立ったが、それ以外の経済が実質的には変わらないままにとり残された辺境諸国があった」という事実、さらには、「ヨーロッパでも、アメリカ合衆国でも、急速な工業化が生じたのは、1870年以降になってからのことであり、新しい技術がイギリスに現われてから1世紀以上も経ってからであった」という史実は、バックス・ブリタニカの「成長のエンジン」のメカニズムを単純な「波及と補充」という視点からする分析の限界を示すものである。ここでその章句を引用した A. G. Kenwood and A. L. Locqheed, *The Growth of the International Economy, 1820-1960*, George Allen & Unwin Ltd., 1971; 邦訳、岡村・岩城・飯沼・長谷川訳『国際経済の成長1820-1860』、文真堂、1977年、112-3, 117-121ページ、は、(1)資本・労働の移転の制約、(2)一次産品における交易条件上の悪化、(3)社会制度の硬直性、(4)技術の受容性の低さ、をあげている。工業化の伝播力の弱さは単一の理由で説明できるものではないにしても、しかし、「国際経済の成長」を主題とする Kenwood らは他ならぬ世界市場の枠組みの中にバックス・ブリタニカの特長性をえぐりだすべきではなかったか。われわれが、金融網の世界市場大的絡み合いの中に世界市場の分極化の基本的鍵を見出そうと模索していることの意味はここにある。

2) William F. Spalding, *The Finance of Foreign Trade*, Pitman, 1926, p. 129, に引用されている章句。Spalding の認識によれば、アジアは銀価値の地域間格差が大きく、銀の金価値とは無関係に對内的な通用力をもつ点、すなわち銀の価格標準としての機能が不明確である点に、アジアの為替問題が複雑化する要因が存在したという。ibid., p. 130.

の内部に固定されつつあった不均衡と分極化＝重層性の形成の舞台設定を行なう基本的要因であった、との認識をもつからである。この銀問題は金本位制にいずれは収斂される過渡的史実の1つどころではなく、信用の世界的体系の質を規定する基本的要因であった。

ところで、われわれは、アジアを含む国際的信用機構の生成史とその理論化に関する共有財産とでも言うべき徳永正二郎氏の名著『為替と信用』、新評論、1976年、の成果を享受できる立場にある。しかし、氏の丹念な論証の中ですら、ロンドン金融市場の成熟とアジアを含む決済機構の整備とが無媒介に併列されてしまっていることにわれわれの不満は集約される。徳永氏の表象される国際決済機構の論理は、一国資本主義の理念型における信用論次元で充分展開するものであり、それと区別された次元での国際的信用の問題を扱ったものではないこと、理念的信用論から国際信用論へと発展する論理が、氏にあっては、銀行業の国際的拡がりという舞台設定の移動があるだけで、後者の前者と質的に区別される論理が用意されているわけではないこと、アジアにおけるイギリス植民地銀行資本の行動原理が、アジアという舞台のゆえに存在していた現地経済とイギリス資本との角逐という史実から論理化されるのではなく、理念的信用論次元の銀行資本の行動原理が無媒介にアジアの植民地銀行にも適用されてしまっていること、等がその不満の内容である。次の章句は、国際的決済機構に関する氏の着想の端的な表現であると思えるが、われわれの疑念はまさにこの叙述からもたらされる結論にかかっている。

「このような世界的規模での信用拡大を、イングランド銀行＝株式銀行はどのように実現したのであろうか。1つは海外、植民地銀行の現地支店に預金＝発券業務を遂行させ、それによって節約された貨幣準備をロンドンの株式発行、したがってイングランド銀行に預託させ、イングランド銀行券を増発するという方式でなされた。すなわち、現地支店にスターリング預金債権で対外支払準備を保有させ、ロンドン貨幣市場の通貨供給を増加させるという方式でなされた。

2つは、株式銀行が買い取る手形は、海外、植民地銀行やマーチャント・バンカー引受手形であり、優良手形であったので、その架空の支払準備に基いてイングランド銀行券を増発した。しかも、世界各地からロンドンに集中され大量に蓄積された金準備とその自由な兌換の保証とは、スターリング相場の安定に寄与したのであり、イングランド銀行＝株式銀行＝海外、植民地銀行（およびマーチャントバンカー、外国銀行ロンドン支店）という英国銀行制度の全体系として、ロンドン貨幣市場の低利構造とスターリング為替相場の安定が実現された」（同書、49ページ）。

確かに、徳永氏の指摘されるように、植民地銀行＝本国株式銀行＝イングランド銀行といった3種の銀行組織間の緊密な連携は海外で発行されるロンドン宛スターリング手形の介在で成立していたし、この手形に世界市場大的な流通性が付与されることによって、イギリス資本の活動も字義通りの世界性を帯びることになる。世界市場の至る所で契約された取り引きの決済はロンドンに集中され、ロンドンで精算および新たな金融を受けることができる、というシステムが資本の世界化に対するもっとも強固な基礎を提供したのであった。資本の世界化に重要な役割を担ったこのスターリング手形の起源・発展史のファクトと理論とを提示してくれる徳永氏の業績は極めて価値あるものであることはいまさら付言するまでもないだろう。

しかし、ここに引用した章句に関するかぎりは、植民地銀行の時代、金為替本位制の時代、カレンシー・ボード・システムの時代、のそれぞれの特徴が同一の平面に織り込まれてしまっている。その結果、氏の表象が1850年代にあるとすれば、植民地銀行の発券によって節約された貨幣準備がロンドン株式銀行に預託される、という前半の章句の、そしてまた、世界各地からロンドンに集中され大量に蓄積された金準備、という後半の章句の、事実関係に基本的な疑念が生じてしまうし、氏の表象が20世紀初頭にあるとすれば、植民地銀行券の扱い方に不都合が生じることになる。いずれにせよ、われわれの論点にとって無視できぬ氏の重大な誤謬は、氏が現地通貨とポンド、したがって、本位貨の

差異とそれがもたらす問題点を全く視野から欠落させてしまっていることにある。総じて、アジア地域に吸着しようとするイギリス資本をもっとも苦しめた銀圏の論理に関する考察は、氏の壮大な体系の中からは除外させられてしまっている。この面における氏の認識の欠如を端的に示しているのが、次の章句の括弧の中の言葉であるだろう。

植民地、海外銀行などの「それらの銀行は、現地支店で銀行券を発行し、またロンドン宛商業手形を即座に買い取ってロンドンで再割引することにより、現地の貨幣準備の必要を最少限にした（植民地で当初銀本位制がそのまま採用されたのは、現地の金準備を最少限にして、ロンドンに金準備をもつという意味もあったと思われる）」（同書、19ページ）。

本国の金準備を強化するために、イギリスがアジアに銀本位を押しつけた、という理解の仕方は、矢内原忠雄説をはじめとする通説であるに違いないのであるが³⁾、そしてまた、本国からの金の拡散を防ぐためにインドを使うことが本国の変わらぬ願望であったのだが、現実には、銀圏の論理を本国の金本位の論理に服従させること自体が本国資本の力量と世界市場の条件に依存しており、この種の条件の成熟が存在しないもとは、銀をアジアにもたらした、というどころではなく、イギリスの金本位制そのものがアジアの銀圏に振りまわされていたと表現する方が正確であろう。銀本位の論理を何とか金本位に代置して克服しようとしたイギリスの営為は前稿で見たように挫折し、余儀なく認めた

3) 矢内原氏は、イギリス人が渡来するまでのインドは「金銀共に行われたのであって大体ヒンズーは金貨、回教徒は銀貨を好み用いた」（『帝国主義下の印度』、18ページ）が、1806年にイギリスは銀単本位制を以て幣制統一の方針を定め、1835年に正式に施行した。その後、いったんは、1837年、1841年に15:1の比率で金の使用を認めたこともあるが、1850年代初頭の金鉱発見以後は「政府の損失大となりたるが故に、1853年1月1日以降全く金貨の使用を認めざるものとした」（同書、39ページ）、「要するに英国が金の花を持たんがために、印度には銀の花を持たしたのである。印度は英国の色黒き侍女である。色黒き侍女に色白き貨幣。何と色彩の配当の美しいことであるよ！」（同書、48ページ）。しかし、この種の認識に対しては逆の質問をしてみればよい。「インドに銀をもたしたことによって、イギリスの対アジア為替は単純にして安全なものになったのか？」と。問題は自国が金をもちたいから、インドには残りの銀というように単純なものではなかったという点に、この局面に流れる論理を理解する途がある。とわれわれは見なしている。そもそも、事実として存在する銀の論理からどのようにしてイギリスは金の論理へと脱出しようとしたのか。

銀本位の論理すら、イギリスは遂に習熟できなかった、というのが真相である。加えて、銀価格の雪崩的下落の圧力下で、銀をもたせねばならない、といった19世紀末のできごとをわれわれが想起するならば、アジアにおける銀問題は、イギリス的体制の全面的崩壊につながりかねないものであったことは付言するまでもないだろう。銀を処理するのにイギリスはいかに苦しんだのか。したがって、叙述されるべきはイギリス資本の願望ではなく、銀処理をめぐる国際通貨と地方通貨との角逐でなければならないのである。

アジアを舞台として展開した為替と信用の論理をロンドン金融市場にのみ還元して理解することにわれわれが執拗に抵抗するのはこの認識に立つからであるが、われわれの当面の課題に問題を限定するならば、銀圏と接触するさいに生じる困難性を全くと言ってよいほど克服できなかった弱小な（相対的な意味において）イギリス資本、とくに1850年代の植民地銀行にとって、スターリング手形をロンドンで再割り引きすることでアジアを金融的に包摂した、と見なさないことが重要である。植民地銀行がアジアの一角でロンドン宛手形の買い取りに応じることによって、現地で活動するイギリス資本に金融をつける方途が容易になったことは確かであるし、局面打開の大きな要因であるが、その手形をロンドンに送付して再割り引きしなければならないことは、現地で再割り引きすることに比して（もちろん、その条件は揃っていなかったが）有利ではなかったはずである⁴⁾。とくに、スターリング手形の購入により増発された植民地銀行券の準備はその地の正貨（＝銀）で（各植民地において発券額の最低3分の1の正貨を保有しなければならない）補強されねばならなかったことから、銀調達の高難度が倍加していたことに注意されねばならない。現実には、

4) 「イギリスとかフランスとかその他ヨーロッパの大きな中心地への輸入金融は実際的にも同じ信用のペースで遂行される。しかし、アジアの多くの国々では、割引市場が存在していず、結果的には銀行は手形が満期になって貨幣を得ようになるまで待たねばならなかった。それゆえ、ヨーロッパ向け債目荷に金融をつけるには、銀行は、最初の便で為替手形を郵送して引き受けを求め、条件が完全なときには、そして必要ならば、たとえば、ロンドン市場でディスカウントされて売却しなければならないことを覚悟しなければならないのであったのである」(William F. Spalding, *Eastern Exchange Currency and Finance*, 4th ed., 1924, pp. 4-5).

各植民地銀行は発券額の数倍の正貨(=銀貨)を常備していたのであり、その手段として、ロンドンで地金(主として銀)を購入して現地に積送していたが、その輸送コストと為替変動のリスクから銀行は完全に逃げおおせたわけではない。また、ロンドンで再割り引きが可能であるためには、ロンドン金融市場の金利に、手形の輸送コストと手形の満期までの金利を加えたものよりも、現地の金利が高くなければならない、という条件を必要としていたが、この金利操作は銀行のみの手に余ることであり、銀行活動の困難さの最たるものであった⁵⁾。しかも、自行の発行する銀行券が現地鑄貨に対してディスカウントされるようなことがあれば、このような条件は瞬時にして失なわれてしまう。いずれにせよ、紙幣使用に習熟せず、鑄貨を選好したがる現地経済において、現地発行のスターリング手形の購入によって自行銀行券を増発することがひきおこす困難さは、徳永氏の言われる「現地支店で銀行券を発行し、またロンドン宛商業手形を即座に買い取ってロンドンで再割り引きすることにより、現地の貨幣準備の必要を最少限にし」、(同書、19ページ)もって「現地の金準備を最少限にして、ロンドンに金準備をもつ」(同)というようには、ことがイギリスに都合よく運ばなかった点だけは見落としてはならないだろう。この種の困難さは、後に、インド省手形とカレンシー・ボード・システム、との緊密な関係の中に植民地銀行がはめこまれることによってのみ解消の一定程度の目途がつくのであるが、これすらロンドン金融市場の地位の低下という犠牲を払うものだったのである。

少なくとも、イギリス資本の世界化というとき、とくにアジアの地においては、銀圏という本国とは異なった通貨圏の中ですれば不足がちな安定的通貨をいかに調達するのか、その調達の機構をいかに整備するのか、といった吸着する資本の対応の経緯と論理とを踏まえなにかぎり、世界市場の論理展開は

5) たとえば、the Oriental Bank Corporation の1855年の株主総会における説明はこの事態を憂慮したものであるが、その後何度もこのような説明は繰り返された。「地球上のいたるところで、全てのことが銀行にとって悪い条件となっていた。ロンドンでは金利が高く、インドでは安く、為替は不利であった……」(The Bankers' Magazine, Vol. xv, Jan. 1855, p. 461)。

一国資本の論理にただ「世界市場」という言葉だけが挿入されたものにすぎなくなってしまうだろう。特許植民地銀行の設立は、ロンドンから資金を植民地に取り寄せて銀調達の安定を図ったからに他ならない。それは、植民地から正貨を吸収するためにではなく、植民地に正貨を放出することによって、吸着した資本に活動舞台を保証・提示しようとするものであった。が、ここでも徳永氏は事実誤認の上に論を展開されている。

「1909年まで、植民地銀行および1862年の会社法に基いて設立される海外銀行は、ロンドンでは、商業銀行の行なう預金＝貨付業務をなす権限を与えられなかった。それゆえ、たとえば、チャータード・バンクの『本店が東洋の顧客の便宜のために当座勘定を受け入れたとき、必要な現金はつねにロンドンの株式銀行であり、親会社でもあったシティ・バンクから入手されなければならなかった。チャータード・バンクのロンドン本店に支払呈示される小切手や銀行（為替）手形は支払のために記帳され、決済されるために通りの向い側にあるシティ・バンクにもっていかれた。……』」（同書、301ページ）。

この個所の直前に氏は植民地銀行の現地稼働資金の源泉として3つをあげられている。1つは、ロンドン本店の資本金。2つは、ロンドンの銀行との提携に基く当座貸越信用、3つは、現地での定期および当座預金業務からくる稼働資金、である。重大な誤謬は、この項目のうち最大の項目にあげられるべきロンドンおよびスコットランドにおけるスターリング建預金が除外されていることと、預金が現地預金から成っているという認識である。おそらくは、徳永氏は、植民地銀行がロンドンで通常の銀行活動を有限責任の付与と引き換えに禁止されていた事態を誤解して、この禁止項目の中に本国における預金業務までもが含まれると早とちりしてしまったのであろう⁶⁾。

6) 因みに、徳永氏の上記引用箇所、C. Mackenzie, *Realms of Silver*, 1954, p. 146, の原文を書いてみよう。

“Until 1909 the Chartered Bank had no authority to carry on a general banking business in London like that of the English banks. Therefore when Head Office accepted current account for the convenience of customers in the East the necessary cash always had to be obtained from the City Bank. Any cheque or bank draft presented”

実際には本国の銀行組織のように、植民地銀行はロンドンにおいて銀行活動が許可されていなかったため、東洋居住者向けの当座預金口座の開設により振り出される小切手、手形の受け入れはこの禁止事項に抵触するためにシティ・バンクに依存せざるをえなかった、というのが真相である。決してロンドンにおける預金業務が禁止されていたわけではない。むしろ、ロンドンに本店をおき、スコットランドに支店を出すスコッチ・モデルを多くの植民地銀行がとった背景には、イギリスから大量の預金を獲得してアジアに流す意図があったこと、それは、現地アジアではほとんど預金を吸収できなかった（初期について）事態への対応行動が銘記されるべきである⁷⁾。が、徳永氏のように、*general banking business* の訳に「預金＝貸付業務」という言葉をあてはめると、実態とは全く違う世界が想定されることになってしまう。完成されたロンドン金融市場に還元させてしまう性急さが氏にこの誤認をさせてしまったのであろう。したがって、局面は徳永氏の想定とは全く逆に次のようになる。

すなわち、アジアに吸着するイギリス資本はいかに銀圏で達着する困難性から脱却しようとしたのか、そしてまたロンドンからの資金導入がこの困難性をどの程度解消させたのか（現実には、銀行にとっての債務となるスターリング預金と銀行にとっての債権であるルビー債権との対応の問題となる）、この措

at Hatton Court was marked for payment, and taken across Threadneedle Street for settlement.”

7) スコッチ・モデルについての厳密な通例的理解は存在しないが、たとえば、Baster は、その支店網の拡大と現金信用（無担保貸付）業務にその特徴を見る。c. f. Baster, *The Imperial Banks*, 1929, p. 8. また、E・ヤッフェは活動の中心に発券業務を置くことに預金に利子を保証することに、他のロンドン銀行との差異を認めている。E・ヤッフェ、三輪徳三訳『イギリスの銀行制度』、日本評論社、1965年、61、66、72-77ページ、参照。いずれにせよ、当時の海外での活動家がほとんどスコットランド人であること、地方の産業の育成に細部にわたって援助し続けてきたスコットランドの銀行の良き伝統とが、定住したプランターのスコッチ・モデルへの欲求を強めたのであろう。銀行設立への出資のほとんどは、もちろん、スコットランド人であった。当時の植民地における高利率（通貨不足の反映である）とロンドンの低利率とが植民地銀行設立の基本的要因であったことについては、付言するまでもないだろう。「この国の人民は、通貨が豊富であることで苦しめられている。通貨の豊富にある地域でもっとも不平は多いのである。——貸し手は借り手を見出せず、資本は投資先を探しまわっているような状態である」(Atlas, 5/5/1838)。

置によってイギリス資本はどの程度深くアジア経済の内部に浸透しえたのか、この局面の理解こそが、アジアを包摂していく資本制的世界市場生成の論理に接近する基本的鍵を提供してくれるものと思えるのである。

II 地域的通貨圏への理路

イギリス資本が世界市場大的な拡がりにおいて活動しようとするさいの障害の中では、通貨不足と通貨の混乱がその最大のものであった。その困難性を克服しようとするイギリスの営為は、前稿で論じたが、ここで理路を明示するために前稿のファクト・ファイディングから得られた過程の論理を整理しておこう。植民地の置かれていた地理的・歴史的事情によってこれらの施策は一様なものではなく、錯綜した状況に対する試行錯誤の繰り返しとしか表現しえないものであったが、それでも以下のような営為の一般化が可能であるように思える。

問題のもっとも基底にあったものは、どのような種類の通貨であれ、通貨自体が絶対的に不足している、ということであった。周辺地域との散発的な小取引引きの結果として獲得できた通貨は、植民地自体が地金のプール地ではなかったこともあって、植民地の内部事情の如何にかかわらず周辺の巨大な通貨圏の為替相場によって流出するか、取引の実態を伴わずに大量に植民地に流入するかといった振幅の大きい通貨移動にさらされていたのである。この種の通貨不足の究極の原因は、イギリス資本の手になる生産の組織化の急進展と、生産の継続を保証する既存通貨量との間に大きな格差があった点に求められる。生産の組織化が内部から醸酵したものではなく、現地経済に外挿的に入ってきたものであることの帰結がこの通貨不足であると言えよう。もし、生産の組織が経済社会の内部より徐々に醸成されて、それが経済の基底を掴むようになるという事態の進行があれば、無限に繰り返される交換の系列の中から次第に一般的等価物＝貨幣は定着するようになったであろうし、既存の通貨量と生産組織の規模との間の一時的不均衡も、時間的なずれを置いて調整され、通貨量は

生産の組織化の程度に照応していたはずである。「季節がくればバラも咲く」というマルクスの事態は容易に招来されたであろう。しかし、局面はこのように都合よくは推移しなかった。通貨が自然的経路を通して集まってくるテンポと生産の進展のテンポとの間には極端な不均衡状態が存在していたからである。土着経済の成熟度の如何にかかわらず、もっぱら外部の事情の要請のみに従ってその地の生産が急速に組織されるようになれば、通貨量と生産の規模との間の照応関係は完全に破壊されることをこの局面は表現している。いまや、通貨は外部から注入されねばならない。「世界市場での、とくにアジアとの貿易での還流のない流通」(マルクス、高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』, V, 1009ページ)と表現されるヨーロッパからアジアに向けての銀の注入は、貿易の差額というよりも、ヨーロッパ資本の手になるアジアでの生産の組織化の進展とのかかわりにおいて理解されるべきだろう。この種の銀の主たる調達先がアメリカにあったことは言うまでもなく、したがって、「このアメリカの銀がアメリカとこれらの国々のあいだで、接着剤としてはたした大きな役割は事実であった」(同書、996ページ)。しかし、この注入は、供給した銀貨の無限の拡散をひきおこしたばかりではなく、通貨の混乱に拍車をかけただけにすぎなかった。遅々としたものであれ、それなりの落ち着いた計数関係にあった地域的貨幣状況を、より大きな拡がりとし統一性の中で編成替えされる過程が破壊してしまったように、イギリス資本による貨幣関係整序の試みは、かえって克服の困難性を増幅したのである。

ローカルな現地経済に埋没するのではなく、世界市場大の拡がりを志向するイギリス資本にとって、いわゆるヴィークル・カレンシィとは、ユニヴァーサルな一様性と価値の安定性をもつものでなければならなかった。いきおい、自己の活動する植民地の主要貨幣をスターリングで換算するようになる。1825年の *Treasury Minute* は各種貨幣をスターリング呼称に統一させることを主要な目的の1つにしていたのである。が、この種の試みは、各種貨幣間の比価に地域差はあっても、限定された一定の地域内で安定していた通貨秩序を崩壊さ

せてしまっただけであった。スペイン・ドルが事実上の基軸通貨であった地域ではルピー貨が、ダブルーン金貨が基軸であった地域ではスペイン・ドルが、あるいはまたルピー貨が基軸であった地域ではリックス・ドルが、本位貨に從属する補助貨として地金価値から遊離した単なる計数貨幣に転化していたという状況を、1825年の地金価値の再点検の試みが一挙に破壊したからである。地金価値に從って各種鑄貨間の比価を算定する、という手続きは（具体的な技術的正確さは別としても）、科学的な斉合性をもつようには見えるものの、補助貨的役割として、すなわち計数貨幣として落ち着いていたこれまでの二義的鑄貨の性格を払拭させ、地金価値としての側面を顕現させるようにしてしまった。基軸通貨＝本位貨と補助貨との関係が逆に乱されただけであると言えよう。限定された狭い地域でそれなりに維持されていた通貨秩序の安定は、より大きな世界市場的統一性の中に貨幣が組み込まれて行く過程でつき崩される運命を必然的にもってはいいたが、さりとて、スターリング単位で換算しなおすという作業のみではより大きな拡がりにおける統一性をもたらすには余りにも無力であったことをこの事態は示している。

いずれにせよ、選択は2つあった。1つは、スターリング貨の本位のもとに、他の地域貨幣のすべてをその可除部分に位置づけようとする試みである。しかし、現実には本国のクラウン金貨を植民地に流通させることは、本国内部の貨幣秩序の基礎を危うくするおそれからこの措置はとれず、もっぱらシリング貨の放出で問題に対処する方法が採られたにすぎなかった。1825年の措置は本位貨と兌換可能なロンドン宛 Treasury Bill の植民地における発行により、本位貨の流通と同じ効果を狙い、あわせてシリング貨の植民地内回流を期待していたものである。この間の失敗の経緯については前稿で扱ったが、Treasury Bill を発行する権限をもつ各植民地政府の支配できる経済力が弱小すぎて本位貨（クラウン貨）と各地の事実上の本位貨（ルピー貨）との固定率の維持は不可能であった点が失敗の最大の要因と見なしうるのである。たとえば、セイロンにおいてスターリング＝ルピー間の交換率の固定化が成功するには、ルピー

圏の本拠地インドにおけるスターリング＝ルピー為替相場がセイロンの固定率に収斂することが条件となっていた。巨大な通貨圏であるインドの通貨秩序をイギリス本国との関係においてイギリス資本が確保しないかぎり、セイロンにおける固定率は投機に恰好の材料を提供する役割しかはたせなかったことをこれは意味している。

スターリング換算が成功するためには、各種鑄貨が適当な比例率で計数化されなければならないが、ひとたび地金価値を顕現させた旧補助通貨は、イギリス資本の要求する簡単な可除部分にはなってくれなかった。すでに十進法的配列にあったモーリシャスのような植民地はもとより⁸⁾、他の植民地においても、きっちりとした分数値は示されなかったのである。内在価値に従うという原則で古い計数貨幣的位置をつき崩したあと、新たな本位貨（クラウン貨）に従属させる形式で再度現地鑄貨を補助貨に押さえこむ努力が執拗に続けられたのも、現地鑄貨の慣習的交換比率とのズレが誘発する投機を鎮静化させることと同時

8) モーリシャスは、小地域でありながら、通商上の通路にあった地理的位置から、植民地の貨幣制度史を扱うさいの重要な視点を提供してくれる。ケープ→モーリシャス→インドのルートが活発化した時代、ケープ→モーリシャス→オーストラリアの時代、スエズの開通により通商路からはざれた時代、という大きなうねりの中で、本位貨がスペイン・ドル→colonial dollar→ルビー→オーストラリア金貨→ルビーへと変動していったことに見られるように、貿易圏と通貨圏との正確な照応関係、およびそれぞれの時代の本位貨と計数貨幣との交替関係が見られる。すなわち、スペイン・ドルが本位貨の時代に1スペイン・ドル=10 colonial livres=2 sicca rupeesの等価関係が成立していたが左辺の3709 グレイン、右辺の352 グレインという銀含有量の差があったし(1810年以前)、colonial dollarの時代にはインドでは sicca rupee の64分の1の価値であった pices が50分の1に昇格されて、1 colonial dollar=100 pices (cent 呼称)=2 sicca rupeesの照応関係がつくられていた(1825年以前)。ところが1825年のシリング貨による比価の算定の試みはこの整序関係を破壊するものであった。sicca rupeeの消滅後もモーリシャスでは1 colonial dollar=2 Rs. (この場合は Company's rupee) という慣習的な計数関係は不変で(ルビーの実質的過高評価を意味する)あった。1825年の *Treasury Minute* は colonial dollar を 4s., sicca rupee を 2s. 1d., Madras rupee を 1s. 11d., と算定したのであるが、現実の取り引きではこの算定は不使であった。あまつさえ、sicca rupee 消滅後のルビー(Madras rupee, のちには Company's rupee) は 2s. として通用するありさまであった。慣習的基準からすれば過高評価になる政府の算定では、対政府への支払いにのみシリングは使われることをこのことは意味していた。この種の法定と慣習との確執から、各種鑄貨の算定は何度も変更され、次第にルビーを本位貨とし、その補助貨を 20 cent, 10 cent と呼称する銀貨が鑄造されるようになっていったのである。Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, pp. 360-369, 参照。

に、強引な補助貨創出の営為があったことは見落とされてはならないだろう。

補助貨的位置を担う中位の通貨の不足が、植民地の通貨問題におけるもっとも深刻なものであったが、政府紙幣でこれに代位させることも、植民地の政府自体が慢性的に赤字である、という状況下では紙幣の鋳貨に対するディスカウントを生じさせるだけであったし、鋳貨との頻繁な兌換請求を避けるべく採られた小額紙幣発行の禁止措置を背景とするかぎり、紙幣には中位の補助貨としての役割を担う能力が全く付与されなかった、と判断してもよいであろう。要するに、限定された狭い範囲内であれ安定していた通貨秩序が、生産の組織化の急進展に伴う通貨混乱を経て、より広大でより統一性をもった秩序に再編成替えされるという移行過程が作り出す困難性に対するには、本国大蔵省—植民省—植民地政府の経路の主として布札のみに頼る措置では余りにも脆弱すぎた、ということであろう。

結局、選択は地域の通貨圏の存在を容認し、その論理に適合していくという第2のものに切り換えられざるをえなかった。本国のスターリングによる植民地通貨の整序の試みは、植民地ごとに差異があるものの、1825年の試みから半世紀を経てやっと公的に撤回されたのである。もちろん、このことは地域の通貨圏の論理にイギリス資本が埋没してしまったことを決して意味していない。東インド会社による Company's rupee の創出による sicca rupee の排除の営為、インドにおける紙幣発行の独占という強行手段、インド政府の財政基盤の強化を背景とするインド省手形の発売方式の定着化、といった制度的整備を遂行しつつ、いっさいの権能と負担とを植民地銀行に託すという戦略に切り換えられたことをむしろ意味しているのである。ローカルな経済の掌握者(=植民地政府)にではなく、より広大な地域と経済とを掌握する巨大組織(=インド政府、大特許植民地銀行)に通貨問題の解決は委ねられるべきだとの認識の深化があったと見なしてもよいだろう。しかし、この場合でも、イギリス政府自体は常に背景に退こうとし、その点ではフランス当局とは対照的であった史実は銘記されなければならない。政府当局のこの姿勢の差が後には重大な問題

を喚起するのであるが、ここではこの部面における指摘にとどめておこう⁹⁾。

いずれにせよ、イギリスの民間資本を銀行組織に大量に結集させ、その資金で地方铸貨(=主として銀貨)を蒐集し、もって植民地の通貨不足と生産の組織化の困難性および貿易金融の不備等の同時的解決を図ろうとする気運が漸く1825年の試みの挫折、そして地域的通貨圏への妥協の必要性認識という経験の後に定着したという事態をわれわれは重視すべきだろう。

当然のことながら、前稿でも列記したように、植民地銀行に対しては厳しい制限条項が設定されはしたものの、本国で資金調達が可能になるように優遇措置が採られることになる。これが有限責任の原則である。すなわち、銀行の倒産に際しての負債額のうち、株主は自己の払込額の2倍の金額を上限とする債務しか課せられないというもので、Royal Charter (=勅許)の付与という形式における優遇措置であった。この優遇措置は、本国においてはイングランド銀行以外の株式銀行には認められていず、植民地銀行およびその他の海外銀行にのみ認められたにすぎないことを鑑みれば、有限責任原則の重さは明瞭であるだろう。もちろん、本国政府は本国の株式銀行による批判と、優遇された植民地銀行が本国の銀行と競合するようになることを惧れて、預金業務以外の銀行業務を本国で遂行することを植民地銀行に禁じていた。が、スコットランド方式を主たる営業形態にするこれら植民地銀行のロンドン株式銀行を上廻る預金金利、および株式に対する高配当の継続、それに加える有限責任原則という優遇措置は、資本調達および預金獲得面で目覚ましい成果を挙げさせたのであ

9) フランスはイギリスにわずか3年遅れて(1849年)植民地銀行条令を整備したが、奴隷解放補償金の強制積み立て(8分の1)による植民地銀行設立資金の調達、出資の強制割り当て、1地域1銀行の原則、発券の独占化、等制度的にはイギリスの植民地銀行と顕著な差異が存在していた。発券額の3分の1の正貨準備、資本総額内に発券額を抑える、といった点はイギリスと同じだった。パリには、植民地銀行の統轄機関としてAgence Central des Banques ColonialesとCommission de Surveillance des Banques Colonialesの2機関が置かれ、植民大臣により銀行業務の細部にわたる指示が出されていた。植民地銀行に地域的独占権を与えるかわりに、銀行に対する全責任を本国政府は負っていたのである。しかし、株式の非公開と狭い地域内に営業が限定されていたことが、銀行の活力をイギリスに比して減じることになってしまった。Monplanet, *Les Banques d' Emission dans les Coloniales Anglaises*, 1891. および Baster, *op. cit.*, pp. 46-8. 参照。

る。この問題はVI節で詳論することにするが、その前に、前稿の記述と接続させる意味で1883年までのセイロンの貨幣事情を素描しておこう。

III 新たな媒介環＝植民地銀行

1836年は、せっかく導入したイギリス銀貨がセイロンから完全に払底して、1825年の試みの挫折が明瞭になった年である。この年 *sicca rupee* の対ロンドン相場が 1R. = 1s. 11d. に下落していた（ロンドン宛6か月スターリング手形に対して）。しかし、セイロンで1.5%の手数料さえ支払えば、1833年の総督布札により 1R. = 2s. の相場でロンドン宛 Treasury 手形を入手できたので、大量の *sicca rupee* がインドより流入し、このあおりを食ってイギリス銀貨が流通界から姿を消してしまった。ところがその直後、カルカッタの対ロンドン相場の反騰があって、セイロンに流通していた *sicca rupee* のすべてがインドに還流して、セイロン内には銀貨が全く残らない、という事態を迎えたのである。植民地政府は財政赤字の状況下にあったにもかかわらず急遽ルピーの輸入を行なった。しかし、このルピーですら対インド貿易収支赤字の決済用にすぐさまインドへ流出してしまった。依然として植民地政府は、セイロン内に銀貨をとどめおくことの困難さに苦しめられねばならなかったのである。結局、植民地政府は、インド国内とは異なる幣制をもつことの不可能さを認識して、東インド会社がその流通に全力を挙げていた *Company's rupee* をセイロンでも標準通貨として採用する（地金価値を貶めながらも、旧 *sicca rupee* と同じく 2s. に固定した）との布告を出した (*Governor's Minute of 26th September 1836*)。インドの通貨圏に属することにより、対スターリング為替の固定はインド政府の営為に委ねようとしたのである。この時点でセイロンに流通する通貨制度は、この *Company's rupee*、植民地政府兌換紙幣、イギリス銅貨 (*pence, half-pence, farthings*) のみから成る比較的単純なものとなった¹⁰⁾。

10) Chalmers, *op. cit.*, p. 356. インドで流通していた各種ルピーは、1835年の Act No. XVII により単一のものになった。これは、重量、純度ともに1818年の Madras rupee を踏襲したもの /

インドのルピー圏という自然的通貨圏に帰属するというセイロン政府の意志はこの時点で固まり、以降、オーストラリアの金鉱発見を契機として本国政府から出された金本位への復帰要請に対しても、地域的通貨圏の論理を対置して、逆に本国を説得するほどであった。この事實は、各地の事情を無視したまま幣制の整理を行なう本国の専一性と独断性が铸貨権の地方の植民地への移譲によって、修正されて行ったことを物語るものである。

1851年のオーストラリアの金鉱発見は、金銀比価に激しい変動をもたらし、事実上の金本位制下で銀ドルの金価値が不変のまま固定されていた西インド諸島から（すなわち、地金価値として銀ドルが過小評価されることを意味したために）、アジアに向けて銀ドルを放出させることになった。19世紀後半には西インド諸島での銀貨がほとんど姿を消したほどこの流出は大規模であった¹¹⁾。

金鉱発見の最大の効果は、これまで Royal Mint の独占下にあった铸造権がオーストラリア全貨铸造に関するかぎりオーストラリアにも移譲されたことである。1855年にはシドニーで、1872年にはメルボルンで設置を認められた铸造所の刻印のあるオーストラリア・クラウン貨の法貨性も、初期にはオーストラレイシャ、セイロン、モーリシャス、香港に限定されていたが、1856年の本国下院特別委員会で帝国全体にわたって認められるようになった (the Imperial Act 26 & 27 Vict. C. 74)。おそらくこの措置の背景には、オーストラレイシャを含むアジア全域を金本位制に編成しなおして、新発見された大量の金の販路

1) 180グレイン、純度 $1\frac{1}{2}$ であった。Report of a Committee of Council of 1803 on the London Mint によれば、この内容が「イギリスの銀貨と正確に照応する」と考えられていたのである (Chalmers, *ibid.*, p. 5)。同時に half-rupee, 4-anna piece (= $\frac{1}{4}$ ルピー)、2-anna piece, tolas (= $\frac{1}{8}$ ルピー) が铸造された。1893年6月26日までは銀の自由铸造が認められていたが、1,000 tolas 以下では铸造できなかった。なお、1 tola は純度 $1\frac{1}{2}$ の銀180グレインである。すなわち、純銀165グレイン+alloy (=銀との合金用に用いる卑金属) 15グレインである。この1835年の Act では金貨の法貨性が奪われた。しかし、mohur という名の金貨 (=ルピーと重量、純度ともに同一) の铸造は認められていた。E. W. Kemmerer, *Modern Currency Reforms*, 1916, pp. 5-6, 参照。

11) バハマ諸島では、この帰結としてアメリカ合衆国から金ドルを導入することになった。the Orders in Council, & c. of 19 August 1853, 9 March 1854 により、Eagle 貨が 41s., 金ドルが 4s. 1d. に換算されることになった。Chalmers, *op. cit.*, p. 28, 参照。

を確保しようとする本国側の意図があったと思える。1852年にはオーストラレイシャで銀貨の使用制限 (40 s.) の設定が提唱され、この措置をセイロン、モーリシャス、香港に拡大すればインドを含むアジア全域が次第に金本位制に移行するであろうとの期待が表明されたことから、植民地にスターリング制を導入しようとの意図が本国側に復活したことが読みとれる¹²⁾。

しかし、本国政府のこの単純な発想の復活は、さすがに1825年の *Treasury Minute* 施行の経緯で苦しめられたセイロン総督 Sir Hercules Robinson の強力な反対に出逢い、打破されている。香港、沱岐植民地、セイロン等の銀本位の地域に金本位を打ち立てようとすることは、これら地域の銀圏との貿易の大きさを考慮すれば害悪しかもたらさない、というのが Robinson の論拠であったが (Chalmers, *op. cit.*, p. 30), まさに Chalmers の言のごとく、「植民地における通貨圏の存在を教えたものこそアジアであった」 (*ibid.*)。とは言え、ひとたびこの通貨圏の扱い方を了解してからの本国政府の対応は機敏であった。もともと金貨を鑄造する予定であった香港の鑄造所では (1864年)、金貨でなくメキシコ・ドルと同種の銀ドルを鑄造するように変更したし、1876年にはモーリシャスがセイロンと同様 *Company's rupee* 銀貨に本位を変えてインド通貨圏に帰属させられている。その他、英領ホンデュラスが通商関係からグアテマラ・銀ドルに (1887年)、カナダが合衆国に似せた U. S. 金ドルに (1871年)、地域的通貨圏に適合させる幣制改革へと基本線を大きく旋回させたのも、オーストラリア・クラウン貨の導入をめぐる各植民地総督からの強い反発に本国が妥協したことを反映していたものと言えよう。

さて、記述をセイロンに戻そう。ここでは、ルピーの法貨性と言っても、総督の覚え書きの形式でしかなかったが、1869年になってやっと現状の法的追認

12) 「帝国政府は、スターリングこそ全イギリス植民地にとって最善の通貨制度である、という点に対していささかの疑念をももち合わせてはいなかった。……1852年にオーストラリアのみならず、セイロン、モーリシャス、香港などの銀使用国においてもイギリス銀貨の使用範囲を40s.に限定しようとしたのは、このことによりスターリング通貨を導入しなかったからに他ならない」 (Chalmers, *op. cit.*, pp. 29-30)。

がなされることになった (the Order in Council and Proclamation of 18th June, 1869, Sir Hercules Robinson 総督による)。この措置によって Company's rupee が唯一の無制限法貨とされ、その補助貨として $\frac{1}{2}$, $\frac{1}{4}$, $\frac{1}{8}$ ルピー銀貨が鑄造されることになった。また、日常取引に使用されていた小額貨幣の銅貨は、ルピー銀貨に対して十進法を構成せず、1 ルピーの $\frac{1}{24}$ (=penny) $\frac{1}{48}$ (=half penny), $\frac{1}{96}$ (=farthing), $\frac{1}{6}$ (=fanam), $\frac{1}{64}$ (=stuiver), $\frac{1}{92}$ (=challie) といった煩瑣な計数関係にあったが、1872年1月1日を期して 5-cent, 1-cent, $\frac{1}{2}$ -cent の呼称の新銅貨を鑄造し、これのみの流通しか認めず、それ以前の非十進法による銅貨はすべて廃貨にするという宣言が出された (the Governor's Proclamation of 17th March 1874. Chalmers, *ibid.*, pp. 356-7)。

しかし、ここでも、植民地通貨問題の理路からみれば、上記の鑄貨の整序はセイロン政府による独自の努力がすべて放棄された帰結であることが解る。セイロン内部の本位貨とスターリングとの交換比率、および生産事情に照応する通貨量の調整努力、各種外国鑄貨駆逐の試み、補助貨の安定努力、等々の営為はそのままインド政府によるルピーの流通努力 (=安定供給と他の外国鑄貨駆逐の努力) と、植民地銀行による必要通貨供給努力とに委ねられたにすぎなかったのである。

たとえば、紙幣発行政策の変更にその経緯がもっとも明瞭に現れている。前稿でも指摘したように、鑄貨で租税を徴収し、要求払い約束手形の形式をとる政府紙幣の発行でもって植民地の通貨不足を補おうとした植民地政府の試みも、肝心の政府歳入が歳出を大まくだ廻るのが常態という状況下では、ともすれば不換紙幣化する圧力を克服することはできなかった。このような経緯もあって、植民地政府と本国の Treasury は紙幣発行に伴う財政負担を怖れるようになり、原理問題として紙幣発行がどの機関によって担われるべきか、といった判断とその根拠を示すことなく、ただ感情的に政府紙幣の新規発行を忌避するにすぎなかった、というのが1855年までの一貫してとられた態度であった。すでに1840年代末以来セイロン内の紙幣発行量を政府と二分していた the

Oriental Bank Corporation (経営危機に陥った the Bank of Ceylon を合併し、かつての the Oriental Bank の名称を改称し、1851年に the Bank of Ceylon の Charter を付与された) が、セイロンにおける紙幣発行の独占的権利を確保したく、執拗にセイロン政府に揺さぶりをかけたり、本国の Treasury に訴えたりしていた。この銀行は政府に援助を与えて財政危機を乗り切らせたことからセイロン政府の同意を得られたものの、本国の Treasury からは明確な回答を得られないまま、ただ歳月のみ経過したのである。本国の Treasury としては、強固な政府紙幣発行制度の創設を主張していた植民省との論争(1848年、植民大臣 Grey のこの提案は一応退けられている)、モーリシャスにおける政府紙幣によるやむなき銀行券の代位、等々種々の問題への現実の対応に本国が振りまわされていたからである。本国の態度決定は不明確なまま、銀行券発行の独占は好ましくない(1852年、CO 54/294)という理由が、発券独占に関して the Oriental Bank Corporation に伝えられる唯一の論拠であった¹³⁾。

しかし、James Wilson が the First Secretary of the Treasury¹⁴⁾ に就任して、各植民地の通貨事情の分析をはじめようになって以来(1852年)、Treasury の態度は政府紙幣をすて、通貨供給の責任は銀行券にのみ委ねるべ

13) セイロンの政府紙幣に関する叙述については、H. A. de S. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon, an analysis of monetary experience 1825-1957*, G. Bell and Sons LTD, pp. 32-37, に負う。

14) 当時イギリスの Treasury は the First Lord of the Treasury, the Chancellor of the Exchequer, the Financial Secretary of the Treasury の権力順位で職務の分掌がなされていた。the First Lord が金融問題に深くかかわっているときには、the Chancellor of the Exchequer が the Secretary of the Treasury の職務を遂行するため、後者は何の仕事もなかった。しかし、ときの首相がそれほど金融問題に関心を示さないとき(Wilson の入閣時の Lord Aberdeen, Lord Palmerston のように)には、金融問題に関する業務は the Secretary of the Treasury に託されたのである。しかし、Wilson はそれまでそれほど重要でなかったこのポストを下院における極めて重要なものに押し上げた。当時、2人の Chancellor がいると表現されたという。Walter Bagehot, 'Memoir of the Right Honourable James Wilson,' a special supplement to *The Economist* of November 17, 1860, Volume XVIII. (N. John-Stewas, ed., *The Collected Works of Walter Bagehot*, *The Economist*, III 1968, pp. 322-364) に再録されている。因みに Walter Bagehot は Wilson の長女 Eliza を妻にし、*the Economist* の編集者の地位を継いでいる。

きだとの方向に次第に傾いていく。周知のように、銀行学派の著名な理論家であり、雑誌 *the Economist* の創始者兼初代編集長であった Wilson は、また植民地銀行 *the Chartered Bank of India, Australia and China* の設立発起人の主たるメンバーでもあった。Wilson はとくに、モーリシャス、プリンス・エドワード島、ニュージーランドにおける政府紙幣の状況を検討していたが、この地のいずれにおいても、政府紙幣が植民地財政の圧迫要因になっている、という判断のもとに、1854年ついにセイロンにおける政府紙幣の全面的撤廃の方針を確定する (CO 54/84: *Treasury letter to Colonial Office*, 13/1/1854)。この書簡は、通貨論争における銀行学派の理論家としての Wilson の立場を忠実に表現したものであった。

すなわち、政府が正貨や優良証券に対して紙幣 (= 兌換券) を発行する業務を遂行することは、銀行の本来の業務領域を侵犯するものであるばかりでなく、政府自体がたいした経験も知識もなしにこの種の業務に乗り出すことによって、植民地の通貨事情はかえって悪化する。したがって、この種の業務は銀行にまかせておけばよい。手持ちの資金量が過剰であるときには、銀行は手形の買い取りとか融資量を増やそうとするし、結果的に国内から正貨が流出する。逆に手持ちの資金量が乏しいときには銀行業務を縮小することによって国内の正貨の流出は阻止される、というものであった。

「銀行活動の介入によって、すなわち、手形割り引き等の社会に対する融資の規模および貸付利率がそのときどきに調整的に変化することによって、為替相場の敏感な反応があり、こうした動きを通じて適正な貨幣量は維持されることになるのである」 (*ibid.*)。

確かに、イングランド銀行でも銀行部と発券部とは相互に独立する、という建て前をとってはいたものの、実際の発券部の活動は銀行部の活動に従属していたのであって、この行動様式を通じてのみイングランド銀行の供給する通貨量は調整されていた、という意味で、Wilson の主張はピール条例以降の事態の推移を踏まえたものであったが、通貨学派の一応の勝利のあとに、*Treasury*

という通貨の分野の中枢部の公式見解がウィルソンの銀行学派の論理に旋回した、ということはまことに興味深い。植民地の貨幣事情をめぐる論争の中で銀行学派の鬱憤が一挙に噴出した観があったと言えよう。Wilson は「銀行券発行という運営手段によって、国内の通貨量が適正に保証されるよう」な措置が講じられるべきである、との要請を1855年2月に植民省宛に提出することになった (CO 54/319, *Treasury letter to Colonial Office*, 21/2/1855)。

政府紙幣を銀行券に切り換えることの大義名分を与えられたセイロン政府は直ちに行動を開始する。同年12月、ときの総督 Henry Ward は立法議会 (Legislative Council) に対して政府紙幣回収の立法措置を要請する (*Ceylon Government Gazette*, 28 Dec. 1855)。1855年6月時点で、政府紙幣 (Treasury notes) の流通額はこれまでの回収にもかかわらず、なお 22,391 l. あったと推定されている (CO 54/315; G 23 of 19 June 1855) が、同年末には 12,258 l. に減少させられた。さらに、これまで銀行券では政府への支払いにあてることができなかったのを、Charter を付与された銀行のものならば可能であるようになり、銀行の支払い停止の危険性から政府が中立であることを意図して、政府の保有する銀行券は一定限度を超えるとすぐさま正貨に兌換する、といった布礼を出している。1855-59年までは Charter を付与されていた植民地銀行は the Oriental Bank Corporation のみであったことから、銀行券発行はこの銀行の独占下にあったが、1859年に the Mercantile Bank が Charter を付与されるようになり、以降セイロンの紙幣はこの2行の銀行券からのみ成立することになった。1884年の政府紙幣制度の創設にいたる約30年間は、セイロンの通貨事情とは即、植民地銀行の営業活動のことに他ならなかったのであり、比較的単純で平穏な貨幣状況に支配されることになる。

通貨事情の帰趨を植民地銀行に委ねた効果は劇的であった。まず第1に順調な正貨の流入があげられる。表3・1はその時系列である。この数値は関税統計そのままなので、1851年以降は、ほぼ正確に銀行による輸出入額と照応していると思える。貿易業者の個人取り引きによる正貨支払いとか、何万人という南

表3・1 植民地銀行による正貨輸出入 (1847—82年)

(単位千ポンド; 概数)

年	1847	'48	'49	'50	'51	'52	'53	'54	'55
輸入額	455	360	419	452	1,005	641	2,346	1,372	930
輸出額	199	512	302	302	727	198	1,825	683	297

年	'56	'57	'58	'59	'60	'61	'62	'63	'64
輸入額	1,040	1,160	1,415	1,159	1,182	1,371	1,510	1,842	1,771
輸出額	203	335	405	364	312	421	288	408	450

年	'65	'66	'67	'68	'69	'70	'71	'72	'73
輸入額	1,723	1,442	892	999	1,227	540	855	845	924
輸出額	496	516	191	312	299	49	82	53	61

年	'74	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'81	'82
輸入額	962	1,158	962	761	565	876	570	373	455
輸出額	188	94	204	25	110	86	15	49	4

(出所) Ceylon Blue Books; Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, Bell & Sons, 1962, p. 40 および p. 54 より転載。

インドからの季節労働者が閑期にインドに持ち去る正貨は、税関で記録されなかったからである。

少なくとも、the Oriental Bank Corporation の銀行券発行が認められた1851年以降、正貨輸入量が飛躍的に拡大したという事実は、通貨供給の主体がセイロン政府というローカルな権力から、よりグローバルな組織体である植民地銀行に移ったことの肯定的側面を物語っている。安定的な通貨供給とは、つまるところ生産の拡大に照応する銻貨の増大のことに他ならず、インド・ルビー圏に事実上帰属して、同一の本位貨を使用していたセイロンのような地においてはなおさら、セイロンの貿易収支の事情にかかわらず銻貨をセイロン内に持ち込む組織体の実力に依存していたのであり、この実力こそグローバルな地

域で活動し、資金量も豊富な植民地銀行にしか備わっていなかったものである。もちろん、巨大な通貨圏の中枢であるインドの強引な政治的、軍事的、そして経済的支配がその究極の基盤に横たわっていたことは言うまでもない。結論先取り的に言えば、インドの政治的支配と巨大な植民地銀行の設立という2要因のみが自然発生的通貨状況の混乱を組織的通貨制度へと再統一していく最大の挺子であったと言えよう。当時の通貨事情を克服する最大の方途は、セイロンという小さな経済圏の上にもみ活動するローカルな政府、ローカルの資本の手によるものではなく、アジア全域とロンドン金融市場とを包含する巨大な銀行による inter-regional な活動に通貨供給の機能を担わせることであった。しかし、根底には、大植民地銀行の活動の円滑さを保証する19世紀半ばの国際政治の均衡が横たわっていたことは看過されてはならないだろう。アジアにおいては、とくにインドの完全な政治的支配を基礎とするパックス・ブリタニカの国際環境の存在が、インド省手形、インド・ルピー、インド政府証券の絡み合いによる通貨状況を整備させたからである。国際的戦略をたてうる巨大な植民地銀行の役割とは、インド的秩序を周辺地域に普及させる媒介環のことに他ならなかったのである。

(この稿未完)